

京都市「『東山の未来』区民会議」開催要綱

(趣旨)

第1条 東山の地域力を生かし、課題解決と魅力の向上に取り組み、広範な区民が主体的に東山の未来について考える場として、「京都市『東山の未来』区民会議」（以下「区民会議」という。）を開催する。

(所管事項)

第2条 区民会議の所管事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 東山区の現行基本計画の推進
- (2) 東山区の次期基本計画の検討
- (3) その他、東山区政の推進に必要と認められる事項

(委員)

第3条 区民会議に参加する委員は、次に掲げる者で、東山区長が適当と認める者のうちから東山区長が依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 別表に定める区内自治連合会組織、各種団体及び行政機関の代表者又はその代表者から推薦を受けた者
 - (3) 公募区民
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、東山区長が適当と認める者
- 2 前項の規定により依頼し、又は任命する委員の人数は、40人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の任期の途中において、新たに委員となった者の任期は、依頼を受諾した日、又は任命の日から他の委員の任期の末日までとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(座長の指名等)

第5条 東山区長は、委員のうちから区民会議の座長及び副座長を指名する。

- 2 座長は、区民会議の進行をつかさどる。
- 3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。座長及び副座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 区民会議は、東山区長が招集する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の開催に必要な事項は、東山区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年2月27日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 「東山の未来」区民会議設置要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に旧要綱に基づく「『東山の未来』区民会議」（以下「旧区民会議」という。）の委員である者は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に区民会議の委員として依頼され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その依頼され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、施行日における旧区民会議の委員としての任期の残任期間とする。

4 この要綱の施行の際現に旧区民会議の座長及び副座長である者は、施行日に第4条第1項の規定により座長及び副座長に指名されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

	団体名
地 元 代 表	有濟連絡協議会
	栗田自治連合会
	弥栄自治連合会
	新道自治連合会
	六原自治連合会
	清水自治会連合会
	貞教自治連合会
	修道自治連合会
	一橋自治協議会
	月輪学区自治連合協議会
	今熊野自治連合会
各 種 団 体 代 表	東山区社会福祉協議会
	東山保健協議会連合会
	東山区民生児童委員会
	東山区体育振興会連合会
	東山区シニアクラブ連合会
	東山区地域女性会
	東山区交通安全対策協議会
	東山消防団
	東山少年補導委員会
機 関 行 政	東山警察署